

# 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

記入例

○「住民税非課税世帯等暮らし応援給付金申請書(家計急変分)」と一緒にご提出ください。

### ① 予期せず家計が急変した事由を簡潔に記載してください

【記載例】・令和7年7月に病気で入院し8月の給与が減少した  
【1】・令和7年10月に退職したが就職ができずに12月から収入が無い等  
病気のため7月に就労が制限され、8月の給与が非課税相当に減少したため

【1】予期せず令和7年1月から12月までに家計が急変し、収入の減少があった場合その事由を簡潔に記載してください。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

### 記載例 (収入で申請) ※令和7年1月以降の任意の1か月の収入で申請する場合

### ② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和7年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当給与 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	ナガノ イチロウ 長野 一郎	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	【3】	収入合計額 A+B+C=【D】 20,000 円 0 円 0 円			240,000 円	1,469,000 円
2	ナガノ ハナ 長野 花	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除		収入合計額 A+B+C=【D】 60,000 円 0 円 0 円			720,000 円	965,000 円
3										
4										
5			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除						

【a】世帯全員の状況を記載して下さい。

【令和7年1月から12月までの任意の1か月の収入により申請する場合】  
【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載して下さい。  
【4】下の早見表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、この額を⑦欄に記入して下さい。  
【5】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低い(⑥≤⑦)場合は給付金の支給対象  
給与収入のみ世帯は⑥>⑦の場合は給付金に該当しません。

収入で申請される場合は、表面のみ記載

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
  - ② 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
  - ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
  - ④ 「収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和7年1月から令和7年12月の間の収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。
  - ⑤ 不動産収入 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
  - 年金収入 ※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
- ※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。
- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
  - ⑦ 「非課税相当給与収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当給与収入限度額を記入してください。
- ※ 非課税相当給与収入限度額は、令和7年度の課税の基準が適用されます。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当給与収入限度額(円)	扶養している親族の状況	非課税相当給与収入限度額(円)
単身又は扶養親族がいない場合	965,000	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,327,999
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,469,000	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,779,999
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,879,999	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,044,000円未満

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

記載例 (所得で申請)

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

裏面

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入 等の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

【8】各欄に該当する控除額を記入して下さい。  
 【9】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入して下さい。  
 【10】年間所得見込額を計算して下さい  
 年間所得見込額 = 収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)  
 家族の全員が ⑪ ≤ ⑫ の状況になった場合は、給付金の支給対象です。

(記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額 (⑥欄) の額を転記して下さい。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A × 12 の額 (給与収入分) が 162.5 万円以下 → 55 万円 (収入額 55 万円以下は収入額を記載)
- ② A × 12 の額 (給与収入分) が 162.5 万円超 180 万円以下 → 給与収入分 × 40% - 10 万円
- ③ A × 12 の額 (給与収入分) が 180 万円超 360 万円以下 → 給与収入分 × 30% + 8 万円
- ④ A × 12 の額 (給与収入分) が 360 万円超 660 万円以下 → 給与収入分 × 20% + 44 万円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の 12 か月相当額をご記入ください
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65 歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 60 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60 万円超 130 万円未満 → 60 万円
  - : 130 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27 万 5 千円
  - : 410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68 万 5 千円
- (65 歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 110 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110 万円超 330 万円未満 → 110 万円
  - : 330 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27 万 5 千円
  - : 410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68 万 5 千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪ 年間所得見込額 = ⑥ 年間収入見込額 - ( ⑧ 給与所得控除額 + ⑨ 事業収入等の経費 + ⑩ 公的年金等控除 )

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者 (所得金額 48 万円以下の者)」「扶養親族 (16 歳未満の者も含む)」の合計人数です。

※非課税相当所得限度額は、令和 7 年度の課税の基準が適用されます。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額 (円)
単身又は扶養親族がない場合	415,000
配偶者・扶養親族 (1 名) を扶養している場合	919,000
配偶者・扶養親族 (計 2 名) を扶養している場合	1,234,000
配偶者・扶養親族 (計 3 名) を扶養している場合	1,549,000
配偶者・扶養親族 (計 4 名) を扶養している場合	1,864,000
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用